

令和6年度

市民後見人養成講座

“第4期生”を募集します!



現在、木更津市では
10名の市民後見人が
活動しています。

市民後見人とは？

「市民後見人」とは、弁護士や司法書士等の専門職ではない、親族以外の一般市民による成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人)のことをいいます。弁護士等の資格がなくても、市町村等が実施する市民後見人養成講座を受講した方が、地域に住む身近な存在として、被後見人(以下「ご本人」という)の気持ちに寄り添い、財産管理や各種契約等の支援をします。

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用者数も増加することが見込まれます。今後さらなる成年後見人等の担い手が求められる中、親族や専門職に加えてこれまで以上に市民後見人の活躍が期待されています。

市民後見人の活動内容

親族や専門職が成年後見人等として行う後見活動と同様に、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスの契約や財産の管理等をします。

例えば...

- 金融機関で、ご本人の生活費の払い戻しや公共料金等の支払いをする。
- ご本人の生活状況に変化がないか、定期的にご自宅または入所施設を訪問する。
- ご本人の状態によって、ケアマネジャーと話し合い、介護サービスの利用契約や変更をする。
- 毎年1回、家庭裁判所へ財産目録や収支における報告書を提出する。

市民後見人養成講座を受講するには

「第4期 市民後見人養成講座」の受講までの流れは、以下のとおりです。
詳しい日程については随時、ホームページ等にて公開します。

募集開始	令和6年7月20日(土)	ホームページ等をご確認ください。
受講説明会	令和6年7月20日(土) 25日(木)	2日開催のうち、いずれかに参加してください。 説明会にて「受講申込書類」を配布します。
申込書類提出期限	令和6年8月13日(火)	郵送またはお持ち込みください。
一次審査	令和6年8月 中旬	書類選考
二次審査	令和6年8月 下旬	面接選考 ※平日に実施します。
養成講座	令和6年9月～ 令和7年3月	計10日間 ※土曜日開催、全講座の受講が必須。 ※欠席の場合は補講を実施します。

(会場：木更津市民総合福祉会館 ※本講座は3年ごとに1回の開催となります。)

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分ではない方の、財産管理や法律的な手続きを成年後見人等が支援する制度です。成年後見人等は、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮し、その人らしく安心して暮らせるように支援します。



応募資格

- ① ボランティア活動に意欲的で、市内在住の20歳以上の方。
- ② 高等学校卒業あるいはそれと同等以上の資格を有する方。
- ③ 7月20日または25日に開催する受講説明会に参加できる方。



後見の仕事始めて感じたのは、だれかのために仕事ができる喜びです。毎回、やりがいと責任を感じています。



(70代 男性)

市民後見人の声



(50代 男性)

お役に立てていると思えるからでしょうか、とても前向きに取り組んでいます。いろいろ、手探りな場面もありますが、寄り添う気持ちで向きあっていきたいです。

問合せ

木更津市社会福祉協議会 きさらづ成年後見支援センター

☎(22)6226 FAX (22)3550 E-mail : koken-center@kisarazushakyo.or.jp

市民後見人養成講座 募集要項

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害など判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。木更津市社会福祉協議会では、木更津市からの委託を受け、市民が地域で後見人として活動することができるよう後見業務に必要な知識を習得する講座を開講します。

- 1. 内 容** 介護と連動する市民後見研究会及びワーキング部会の検討による「市民後見人養成のための基本カリキュラム」をベースに、後見事務を適正・円滑に処理するために必要な知識、技能を習得できるカリキュラムを編成しました。
基礎研修は、講義により後見人として必要な知識を習得する講座です。
実践研修では、演習や後見人同行実習を行い、実践的な経験を得る講座です。
- 2. 応募資格** 次のすべての項目に該当する方
(1) 木更津市内にお住まいの方
(2) 年齢 20 歳以上の方（令和 6 年 4 月 1 日現在）
(3) ボランティア活動に意欲的で、高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意のある方
(4) 高等学校を卒業した方、あるいはそれと同等以上の資格を有する方
- 3. 定 員** 25 名程度
- 4. 受講説明会の申し込み** 7 月 20 日（土）または 7 月 25 日（木）に木更津市民総合福祉会館で実施する受講説明会に必ず出席ください。
7 月 20 日（土）13：30～15：30 （成年後見制度研修会と併せて実施いたします。）
7 月 25 日（木）13：30～14：30
申込みは、電話・ファックス・メール（住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号を明記）で受付けます。
申込締切り：7 月 19 日（金）17 時までにお申込みください。
電 話：22-6226（9 時から 17 時まで）
ファックス：22-3550
メ ー ル：koken-center@kisarazushakyo.or.jp
受講説明会に参加された方に「市民後見人養成講座受講申込書類」を配布します。
- 5. 選 考** (1) 第一次選考（書類審査）
市民後見人養成講座受講申込書を提出していただき、書類選考を行います。
◆申込締切り 令和 6 年 8 月 14 日（水）17 時必着
◆選考結果 令和 6 年 8 月 21 日（水）発送（予定）

(2) 第二次選考（面接審査）
書類選考後、面接による選考を実施します。詳細は第一次選考を通過された方に通知します。なお、応募者が定員に満たない場合には、面接審査を行わない場合があります。

- ◆面接日時 令和6年8月29日(木)、8月30日(金)のいずれか。
面接は1人15分程度を予定。
- ◆選考結果 令和6年9月4日(水)発送(予定)
- ※ 選考についての詳細は一切お答えできませんので御了承ください。

6. 研 修
- (1) 対象者 第二次選考により選考された方
 - (2) 受講料 5,390円(テキスト代)
 - (3) 研修会場 木更津市民総合福祉会館
 - (4) 日 程 基礎研修 計7日間 実践研修 計3日間

履修時間 42時間30分(基礎研修1,820分・実践研修730分)

基礎研修	令和6年9月	14日(土)・21日(土)
	令和6年10月	5日(土)・12日(土)
	令和6年11月	2日(土)・16日(土)
	令和6年12月	7日(土)
実践研修	令和6年12月	14日(土)
	令和7年1月	11日(土)
	講座期間中	随時1日

講義時間

講義 時間	1限	休憩	2限	休憩	3限	休憩	4限
	10:10~11:20	60分	12:20~13:30	15分	13:45~14:55	15分	15:10~16:20
	70分		70分		70分		70分

※ 一部、時間を変更する場合がございます。

7. 修 了 証 講座の全課程(時間)を履修し、修了が認定された方には、木更津市社会福祉協議会長から「修了証」が交付されます。

8. 受講後の活動 (1) 成年後見支援員としての活動

木更津市社会福祉協議会が法人として成年後見人に就任している事案で、法人による後見活動の補助的な活動として、公的機関や金融機関での諸手続き、本人の状況の確認のための訪問、活動報告書等の作成などを行っていただきます。

活動をとおして後見事務のスキルを高め、市民後見人を目指してください。

(2) 成年後見制度の普及啓発活動

各種団体等の研修等で「成年後見制度」や「後見等開始の申立手続き」の説明員として、講師などを行っていただきます。

9. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 きさらづ成年後見支援センター事務局
〒292-0834 木更津市潮見2丁目9番地
電話：0438-22-6226 Fax：0438-22-3550
メール：koken-center@kisarazushakyo.or.jp